報 告 事 項 1 説 明 資 料

令和7年10月28日 第250回都市計画審議会

みのわの森緑地の都市計画原案について

1 概要

谷原一丁目にあるみのわ憩いの森として開設している約0.11へクタールの 区域について、みどりを保全し、散策や休息の場などとして住環境の向上を図 るため、つぎのとおり、都市計画緑地に追加する。

2 都市計画の変更内容 P3のとおり

3 今後の予定

令和7年10月28日 練馬区都市計画審議会へ原案報告

11月4日~25日 都市計画原案の公告・縦覧、

意見書・公述の申出受付

11月12日 都市計画原案の説明会

令和8年1月8日 都市計画原案に係る公聴会

(公述の申出があった場合)

1月 東京都知事協議手続

2月 都市計画案の公告・縦覧、意見書受付

(2週間)

3月 練馬区都市計画審議会へ付議

都市計画変更・告示

4 添付資料

(1)	都市計画の原案の理由書	P 2
(2)	計画書	Р3
(3)	位置図	P 4
(4)	計画図	P 5
(5)	現況写真	P 6

5 その他

都市計画変更の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。

都市計画の原案の理由書

1 種類·名称

東京都市計画緑地 第106号 みのわの森緑地

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン(平成27年12月改定)では、本計画地のある谷原一丁目を含む第3地域のまちづくりについて、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することを指針として掲げている。

また、練馬区みどりの総合計画(令和5年度改定)(令和6年3月)では、「重要な樹林地の保全」を重点施策に位置付け、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針(改定)(令和2年7月)」における確保地として令和6年12月に追加された、ケヤキ等の大木からなる面積約0.11へクタールの樹林地である。 平成20年に街かどの森として開設し、令和5年には拡張し憩いの森として広く区民の利用に供されている。

こうしたことから、当該地域のみどりを保全し、散策や休息の場などとして住環境の向上を図るため、本計画地約0.11へクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画緑地の変更 (練馬区決定)

東京都市計画緑地に第106号みのわの森緑地をつぎのように追加する。

待川	名	称	位	要	面積	往	/#	考
種別	番号	緑 地 名		置		備	与	
緑地	第106号	みのわの森緑地	練馬区谷原-	一丁目地内	約0.]	11ha	現に存する樹 目的とする緑	林地の保全を 地

「区域は計画図表示のとおり」

理由 散策や休息の場などとして住環境の向上を図るため、上記のとおり緑地を追加する。

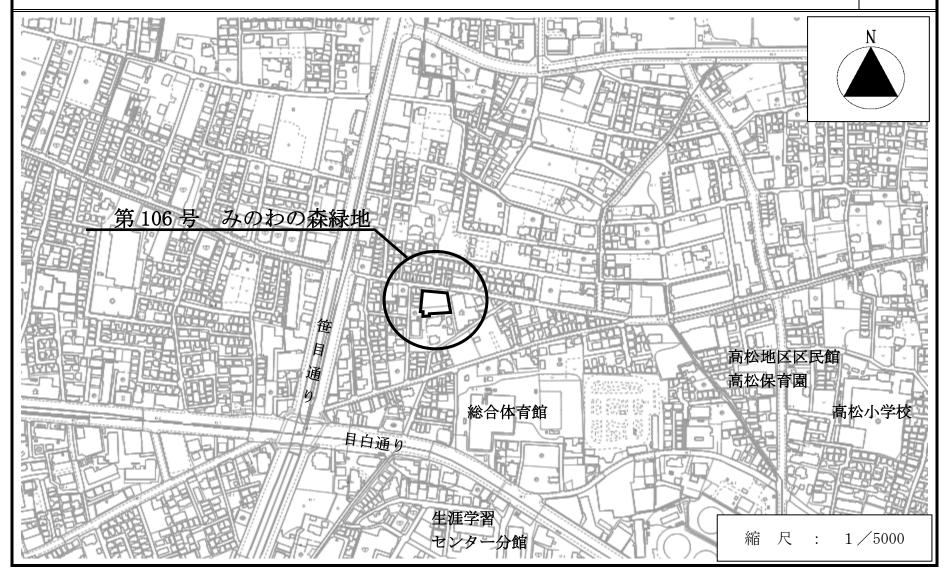
新旧対照表

 ω

7/7 11-17	771112						
種別	名	称	位	置	面積	摘	要
作里方门	番号	緑 地 名					女
緑地	第106号	みのわの森緑地	練馬区谷原-	一丁目地内	約0.11ha		追加

東京都市計画緑地 第106号 みのわの森緑地 位置図〔練馬区決定〕

原案



- この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用(承認番号:7 都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
- この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

今回計画変更区域 0

東京都市計画緑地計画図(原案)

)六号

みのわの森緑地

縮尺二千五百分の一

この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用(承認番号: 7 都市基交測第 43 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) 7都市基街都第9号、令和7年4月15日

東京都市計画緑地 第106号 みのわの森緑地 現況写真

